

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 上山市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (上山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。(上山市、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP の作成・提供 (上山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(上山市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、上山市)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対する交通系ICカードの導入による利便性向上 (上山市、事業者)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

## ○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の上山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

RE S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 上山市目標値（目標年度：R7）

県外 2,500 人、県内 2,000 人

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の上山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 上山市の目標値（目標年度：R7）

2.0 回／人（直近年度の実績 1.36 人）

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の上山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）

- ・ 上山市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：2,200 万円（直近年度の実績 3,964 万 5 千円）

デマンド交通：1,200 万円（直近年度の実績 1,279 万 2 千円）

## ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,300 人以上

（直近年度の実績 9,242 人）

上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,900 人以上

（直近年度の実績 7,524 人）

上記 2 路線の収支率：25%以上（直近年度の実績 23.7%）

上記 2 路線への上山市負担額 1,000 万円（直近年度の実績 1,133 万 4 千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,600 人以上

（直近年度の実績 5,571 人）

市内循環線の収支率：6.5%以上（直近年度の実績 6.5%）

市内循環線への上山市負担額 1,373 万円（直近年度の実績 1,377 万 9 千円）

市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,600 人以上

（直近年度の実績 6,429 人）

市営予約制乗合タクシーの収支率：16.5%以上（直近年度の実績 15.9%）

市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 1,067 万円（直近年度の実績 1,075 万 3 千円）

## ○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

## ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RE S A S の数値や事業者等か

ら提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額1,486万4千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環線について、その運行に係る費用総額1,474万2千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額1,279万2千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

また、上山～棚木路線、上山～久保手路線、市内循環線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

#### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

##### (1) 事業の目標

該当なし

##### (2) 事業の効果

該当なし

#### 7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時）</li> <li>・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・ 令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時）</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について</li> </ul> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催なし</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ） （日付けは書面報告日）</li> </ul> <p>○ 上山市地域公共交通会議</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年2月28日：市営バスにおけるIC乗車サービスの導入について（書面協議） （日付けは書面協議成立時）</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月7日：山交バス路線の一部廃止について 山交バス路線の一部廃止に伴う代替交通について</li> </ul>
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市においても、上記動向について適宜周知している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
<p>該当なし</p>
（2）交通手段の検討状況
<p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所）山形県上山市河崎一丁目1番10号

(所 属) 市政戦略課

---

(氏 名) 古瀬 康成

---

(電 話) 023-672-1111 (内線 226)

---

(e-mail) [shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp](mailto:shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	239日	1075.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	239日	956.回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めんご りあ前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	356日	3560回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	356日	7120回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	240日	1080回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	240日	960回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めんご りあ前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	355日	7100回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	238日	1071回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	238日	952回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めんご りあ前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	355日	7100回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・ 四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉 町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上山市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	12,808
交通不便地域等	28,419

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
28,419	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

[平日]高松葉山 ⇄ 棚木

※土日祝日運休

高松 葉山 温泉	上山 市役所 前	南小学 校前	かみの やま温泉 駅前	めん ごりあ 前	新丁 坂下	みゆき 会病院 前	弁天	長寿園 前	中川 小学校 前	蓬山園 前	権現堂	小倉	樹木 公民館 前	樹木 公民館 前	小倉	権現堂	蓬山園 前	中川 小学校 前	長寿園 前	弁天	みゆき 会病院 前	新丁 坂下	めん ごりあ 前	かみの やま温泉 駅前	南小学 校前	上山 市役所 前	高松 葉山 温泉
運賃	190	190	190	190	230	300	300	360	420	420	520	610	660	運賃	190	280	370	370	430	490	490	560	610	610	610	660	660
7:55	7:55	7:57	8:00	8:02	8:04	8:09	8:10	8:11	8:13	8:14	8:17	8:21	8:23	7:15	7:17	7:21	7:24	7:25	7:27	7:28	7:29	7:34	7:37	7:39	7:40	7:42	7:42
12:02	12:02	12:04	12:07	12:09	12:11	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:24	12:28	12:30	8:35	8:37	8:41	8:44	8:45	8:47	8:48	8:49	8:54	8:57	8:59	9:00	9:02	9:02
14:35	14:35	14:37	14:40	14:42	14:44	14:49	14:50	14:51	14:53	14:54	14:57	15:01	15:03	12:45	12:47	12:51	12:54	12:55	12:57	12:58	12:59	13:04	13:07	13:09	13:10	13:12	13:12
16:28	16:28	16:30	16:33	16:35	16:37	16:42	16:43	16:44	16:46	16:47	16:50	16:54	16:56	15:15	15:17	15:21	15:24	15:25	15:27	15:28	15:29	15:34	15:37	15:39	15:40	15:42	15:42
														17:05	17:07	17:11	17:14	17:15	17:17	17:18	17:19	17:24	17:27	17:29	17:30	17:32	17:32

[平日]高松葉山 ⇄ 久保手

※土日祝日運休

高松 葉山 温泉	上山 市役所 前	南小学 校前	かみの やま温泉 駅前	めん ごりあ 前	上山城 口	浴場前	新丁 坂下	旭町西	新町	四ツ谷	大石	三本松	久保手	久保手	三本松	大石	四ツ谷	新町	旭町西	旭町	新丁 坂下	浴場前	上山城 口	かみの やま温泉 駅前	南小学 校前	上山 市役所 前	高松 葉山 温泉	
運賃	190	190	190	190	190	230	230	230	240	240	310	350	360	運賃	190	190	250	310	310	310	310	310	310	340	340	340	360	360
9:15	9:15	9:17	9:20	9:22	9:23	9:24	9:24	9:25	9:26	9:27	9:29	9:31	9:31	7:30	7:30	7:32	7:34	7:35	7:36	7:36	7:37	7:37	7:38	7:42	7:43	7:45	7:45	
14:10	14:10	14:12	14:15	14:17	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:24	14:26	14:26	9:45	9:45	9:47	9:49	9:50	9:51	9:51	9:52	9:52	9:53	9:57	9:58	10:00	10:00	
16:00	16:00	16:02	16:05	16:07	16:08	16:09	16:09	16:10	16:11	16:12	16:14	16:16	16:16	14:35	14:35	14:37	14:39	14:40	14:41	14:41	14:42	14:42	14:43	14:47	14:48	14:50	14:50	
17:50	17:50	17:52	17:55	17:57	17:58	17:59	17:59	18:00	18:01	18:02	18:04	18:06	18:06	16:25	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:31	16:32	16:32	16:33	16:37	16:38	16:40	16:40	

8/13~16、12/29~31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元旦は運休となります。





# 市営バス 市内循環線

かみのやま温泉駅前を起点・終点とし、市街地南部を循環する、「市営バス市内循環線」を運行しています。めぐりあ前、市役所、各商業施設などを通るルートです。発行済みの山交バス普通回数券は、市内の区間での利用に限られますのでご注意ください。

また、令和5年4月1日（土）から、yamako cherica（ヤマコーチェリカ）の利用が可能となります。利用料金をchericaでお支払いいただくと、市営バスや山交バスなどで利用できる交通ポイントが付与されます。

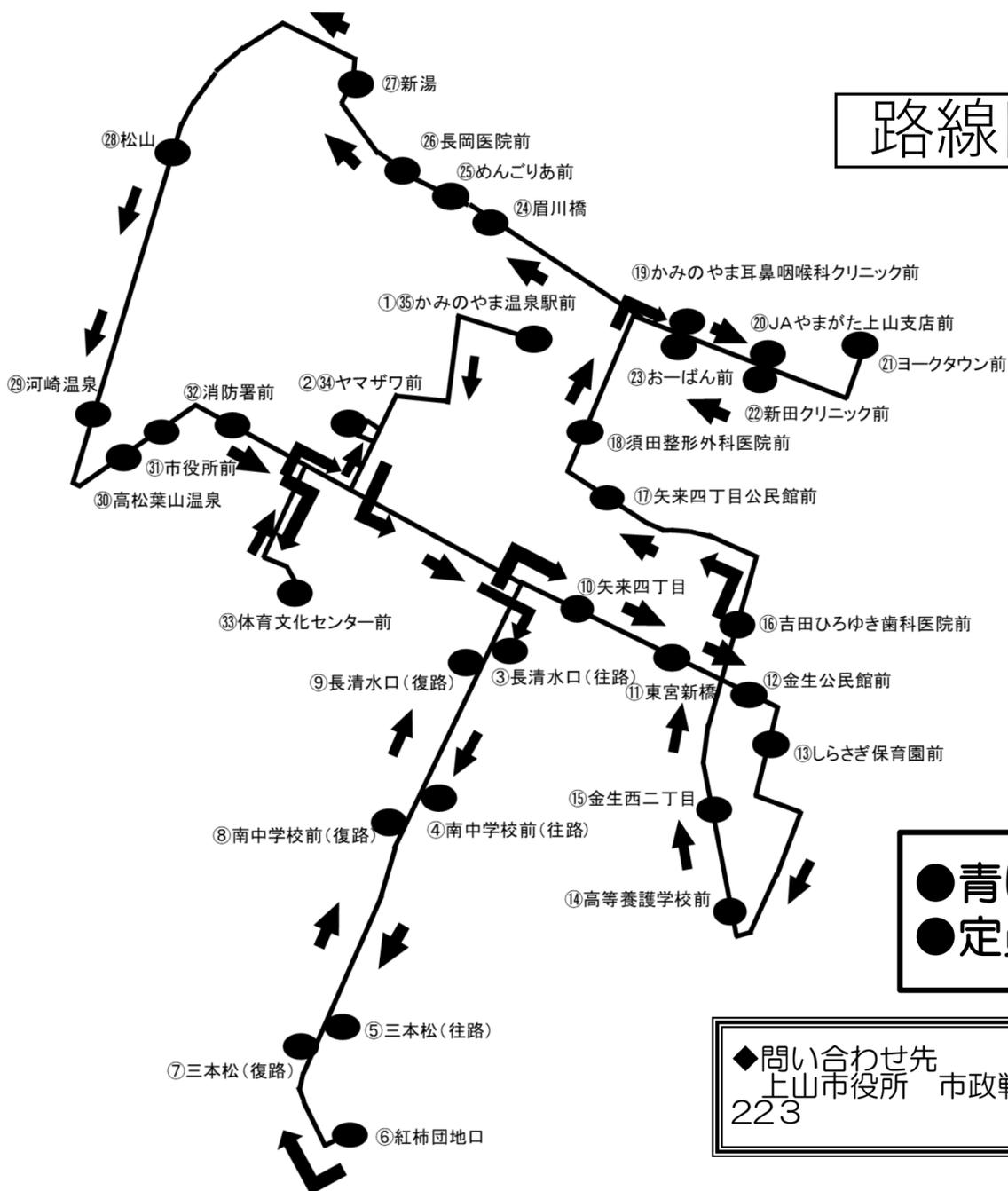
chericaは、山交バスの上山営業所ほか、県内営業所等で販売しております。

## 料金

おとな（中学生以上） 1回 200円

- ※ 子ども（小学生）、障がい者（障がい者手帳等を提示ください）は100円です。
- ※ 就学前の幼児は無料です。ただし、単独で乗車する幼児は子ども料金です。大人（中学生）が同伴して乗車する幼児も3人目以降は子ども料金です。
- ※ 子育て応援パスポートカードを持っている方は無料です（紙カードの場合は、裏面に記載されている保護者と子ども（18歳未満）が対象となります。氏名、生年月日の記載が無い方は対象となりません）。
- ※ 山交バス普通回数券は、市内の区間に限り利用できます。なお、現在山交バス回数券の販売は行っておりません。
- ※ 定期券は取り扱いしていません。

## 路線図



# 市営バス 市内循環線

令和5年10月2日～

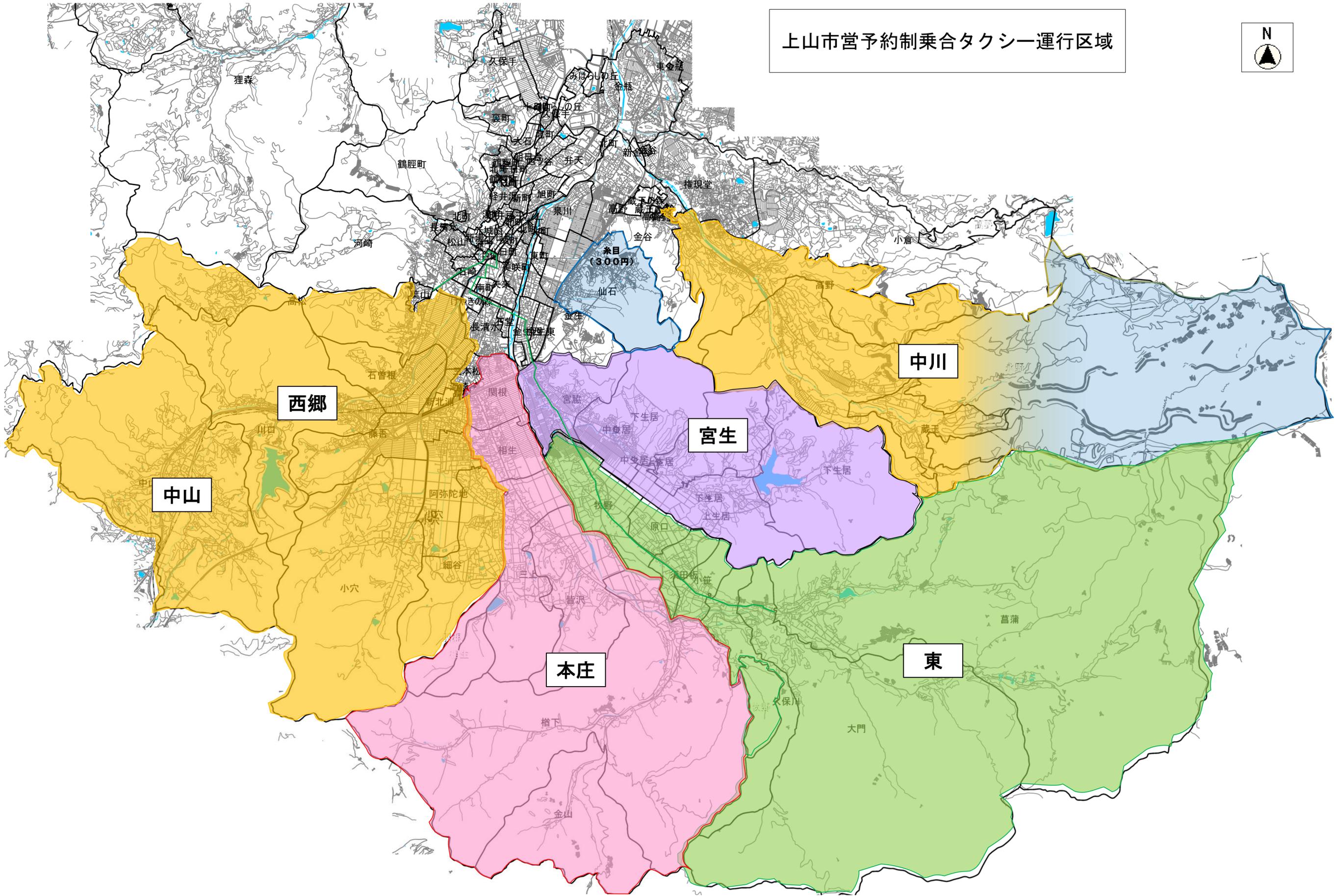
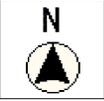
## 時刻表

《順路》  
 ①かみのやま温泉駅前（かみのやま温泉観光案内所前・起点）  
 ⇒市街地  
 ⇒かみのやま温泉駅前（終点）

《運休日》  
 夏 季：8月13日～8月16日  
 年末年始：12月29日～1月3日

停留所名	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻
①かみのやま温泉駅前(起点)	6:50	7:50	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:50	17:00	18:00
②ヤマザワ前	6:52	7:52	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	15:52	17:02	18:02
③長清水口	6:54	7:54	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:54	17:04	18:04
④南中学校前	6:55	7:55	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	15:55	17:05	18:05
⑤三本松	6:56	7:56	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:56	17:06	18:06
⑥红柿団地口	6:57	7:57	9:27	10:27	11:27	13:27	14:27	15:57	17:07	18:07
⑦矢来四丁目	6:58	7:58	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:58	17:08	18:08
⑧東宮新橋	6:59	7:59	9:29	10:29	11:29	13:29	14:29	15:59	17:09	18:09
⑨金生公民館前	7:00	8:00	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	16:00	17:10	18:10
⑩しらさぎ保育園前	7:01	8:01	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	16:01	17:11	18:11
⑪高等養護学校前	7:02	8:02	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	16:02	17:12	18:12
⑫金生西二丁目	7:03	8:03	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:03	17:13	18:13
⑬吉田ひろゆき歯科医院前	7:04	8:04	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	16:04	17:14	18:14
⑭矢来四丁目公民館前	7:06	8:06	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:06	17:16	18:16
⑮須田整形外科医院前	7:07	8:07	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:07	17:17	18:17
⑯かみのやま耳鼻咽喉科クリニック前	7:09	8:09	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	16:09	17:19	18:19
⑰JAやまがた上山北支店前	7:10	8:10	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:10	17:20	18:20
⑱ヨークタウン前	7:11	8:11	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	16:11	17:21	18:21
⑲新田クリニック前	7:12	8:12	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	16:12	17:22	18:22
⑳おーばん前	7:13	8:13	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:13	17:23	18:23
㉑眉川橋	7:15	8:15	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	16:15	17:25	18:25
㉒めんごりあ前	7:17	8:17	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	16:17	17:27	18:27
㉓長岡医院前	7:18	8:18	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	16:18	17:28	18:28
㉔新湯	7:19	8:19	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:19	17:29	18:29
㉕松山	7:19	8:19	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:19	17:29	18:29
㉖河崎温泉	7:20	8:20	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	16:20	17:30	18:30
㉗高松葉山温泉	7:21	8:21	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:21	17:31	18:31
㉘市役所前	7:23	8:23	9:53	10:53	11:53	13:53	14:53	16:23	17:33	18:33
㉙消防署前	7:24	8:24	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:24	17:34	18:34
㉚体育文化センター前	7:25	8:25	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:25	17:35	18:35
㉛ヤマザワ前	7:26	8:26	9:56	10:56	11:56	13:56	14:56	16:26	17:36	18:36
㉜かみのやま温泉駅前(終点)	7:27	8:27	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	16:27	17:37	18:37

上山市営予約制乗合タクシー運行区域



中山

西郷

本庄

宮生

中川

東

# 市営予約制乗合タクシー 時刻表

## 中山地区

6:30	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

## 西郷地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

## 東地区

7:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

## 宮生地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

## 中川地区

6:30	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

## 本庄地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

※運休日は夏季（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）